

マンション管理計画認定等手数料一覧表

令和 8 年 1 0 月 1 日 施行

種類	提出の方法及び額		
認定申請及び 更新申請	公益財団法人マンション 管理センターから基準に 適合する書面の交付を受 けた場合	長期修繕計画の数が1の場合	3,610円
		長期修繕計画の数が2以上の 場合1ごとに加算する額	1,710円
	その他の場合	長期修繕計画の数が1の場合	28,200円
		長期修繕計画の数が2以上の 場合1ごとに加算する額	17,900円
変更申請	長期修繕計画の数が1の場合		14,100円
	長期修繕計画の数が2以上の場合1ごとに加算する額		8,960円

【お問い合わせ】

〒070-8525 旭川市7条通10丁目第二庁舎3階 旭川市建築部建築指導課

電話：0166-25-8597 FAX：0166-27-3466 E-mail：kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp

